

提供日 2026/06/17

タイトル 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき新たに3物質を知事指定薬物として指定しました。

担当 健康福祉部 生活衛生局薬事課

連絡先 薬物対策班

TEL 054-221-2413



幸福度日本一の静岡県

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき 新たに3物質を知事指定薬物として指定しました。

1 要旨

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、3物質について、人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため、知事指定薬物として指定しました。

今回の指定は、同条例が平成27年3月1日に全面施行されてから、58回目（累計191物質）の指定となります。

2 知事指定薬物として指定する物質

	通称名	一般名
1	Methylenedioxynitazene	2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
2	Fluetonitazepine、N-pyrrolidino-fluetonitazene	2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
3	5-MeO-NiPT	N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類

3 指定期日

告示：令和8年6月17日（水）

適用：令和8年6月18日（木）

4 備考

今回指定した3物質については、本日、国が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に指定し、6月27日（土）から施行を予定するため、同日をもって知事指定薬物としての指定が失効します。（失効予定日：令和8年6月27日（土））